

保育所整備の審査基準

資料 2 ～ 4 別添

審査項目	共通審査基準
1 各種保健福祉計画等との整合性	各種保健福祉計画等に適合すること。
2 設置地域における当該施設の必要性	設置地域における既存施設の分布状況及び利用状況並びに入所希望者の数から、当該施設の設置の必要性が認められること。
3 用地の確保状況	<p>施設用地を自己所有等の方法により確保できること。</p> <p>また、本市の施策上の必要から市有地の貸与を行う場合には市有地貸与の基本方針(平成 17 年 6 月 22 日小澤副市長決裁)の貸与基準に合致すること。</p>
4 計画施設の基本プラン	<p>計画施設の基本プランが、各施設種別ごとに国要綱（設備及び運営に関する基準）等で定める最低基準等を満たしているか、満たすことが確実であり、規模・規格等が適切妥当なものであること。</p> <p>※ この項目の評価にあたっては、特に各施設を所管している部長の意見を聞くこと。</p>
5 資金計画	<p>当初自己資金及び借入金償還財源等が寄附等の方法により確保・確約されていること。</p> <p>※ 独立行政法人福祉医療機構以外からの融資は、原則として認めない。</p>
6 設置主体の事業実績	<p>〔既存法人〕</p> <p>近年の監査指摘状況で重大な問題がないこと。また、過去の法人運営及び事業運営において重大な法令違反又は悪質な事案があると認められ、その結果として行政処分若しくは行政指導を受けていないこと。ただし、監査指導室長の意見を聞き、著しく改善が図られているものについてはこの限りでない。</p> <p>〔設立希望者〕</p> <p>札幌市社会福祉法人設立認可審査会の幹事会で認可の方向性が示されていること。</p> <p>※ この項目の評価にあたっては、特に監査指導室長等の意見を聞くこと。</p> <p>※ 設立代表者が既存社会福祉法人の代表者の場合、原則として新設法人を設立できない。</p>
7 設置主体の役員構成	必要人数、適正な役員構成、特別関係人制限等、「社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱」第 4 に定める法人の組織運営に係る要件を満たしているか、満たすことが確実であること。
8 準備状況	整備計画(主旨・事業内容・資金計画等)について理事会又は設立準備委員会の議決を経ていること。
審査基準の適用方法	上記の各項目を「適」・「不適」の 2 段階で評価し、1 項目でも「不適」があった場合は不可とする。